

桃園福寿会規約

第1条(目的)

この会は、地域社会において会員の生きがいを高め、その生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条(名称及び所在地)

この会は、桃園福寿会と称し、その事務所を会長宅に置く。

第3条(組織)

この会は、桃園町内会居住の60歳以上の加入希望者で組織する。

第4条(事業)

この会は、次の事業を行う。

- (1) 健康の増進に寄与する活動
- (2) 地域社会との交流に関する活動
- (3) 教養の向上に資する活動
- (4) 趣味娯楽を介してのリクリエーション活動
- (5) その他必要と思われる活動

第5条(役員)

この会に、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、会計 1名、会計監事 1名

幹事 若干名(原則として各区から1名程度)、保健・体育部長、副部長 各1名

社会奉仕部長、副部長 各1名、趣味教養部長、副部長 各1名

第6条(役員を選出)

役員は総会において、会員の中から選出する。

- 2 会長、副会長、幹事は、部長、副部長を兼務することができる。
- 3 会計、会計監事は専任とし、他の役職を兼務することはできない。

第7条(役員の仕事)

会長は、この会を代表・統括する。副会長はこれを補佐し、会長に事故あるときは会長職を代行する。

- 2 各部長・副部長はそれぞれの分野の活動を企画、実施する。
- 3 幹事は、会員の連絡、調整に務め、部活動を支援する。

第8条(役員の任期)

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、役員会に計り補充するが、その任期は前任者の残存期間とする。

第9条(顧問)

この会に、必要により顧問を置くことができる。

第10条(総会)

総会は、この会の意思決定機関で、毎年1回会長が召集する。

ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 会員の3分の2以上の要求があったときは、会長は臨時に総会を開催しなければならない。

- 3 総会は、会員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数で議決する。

ただし、可否同数のときは議長が決するところによる。

- 4 総会は次の事項について、議決または承認する

- (1) 事業実績および決算の承認
- (2) 事業計画および予算の決定
- (3) 役員を選出および承認
- (4) 規約の制定および改廃
- (5) その他この会の運営に関する事項

第11条(役員会)

役員会は必要に応じて、会長が召集する。

- 2 役員会は、この会の運営に関する事項を審議・決定する。
- 3 役員会は、役員の過半数で成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛成によって決定する。

第12条(会計)

この会の経費は、会費・助成金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、1人年1,000円とする。
- 3 会費は、85歳以上の会員からは徴収しない。特定の人については会費の徴収を免除することができることとし、その範囲は内規もつて定める。

第12条(会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則(施行期日)

この規約は、平成4年11月1日から施行する。

附則(一部改正)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附則(一部改正)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

▲ページ先頭へ

内 規

会の運営に必要な内規は役員会で制定し、総会の席上で会員に報告するものとする。

- 1 この会の創設年度の年会費は、半額の500円とする。
- 2 この規約による年齢は、当該年度内に到達する満年齢とする。
- 3 規約12条第3項後段の特定の人については、個別に役員会において決定する。
- 4 会員本人に不幸があった場合は、金一封をお供えする。